

やまぐち若者定住応援事業補助金 チェックリスト③（請求書）

請求者名

申請者又は配偶者等が居住を開始してから29歳に達する年度末（3月分）までの間、毎年、1月から12月分の住宅ローンの利息について、支払額の1/2又は補助上限額（1万円に補助対象月数を乗じた額）のいずれか低い方を補助します。

（1）請求期限

補助金の額の確定通知書を受領後、**4月30日まで**に提出してください。

※ 3月で補助が終了する場合のみ、補助金の額の確定通知書を受領後、**20日以内**に提出してください。

（2）申請先

○電子申請

やまぐち電子申請サービス

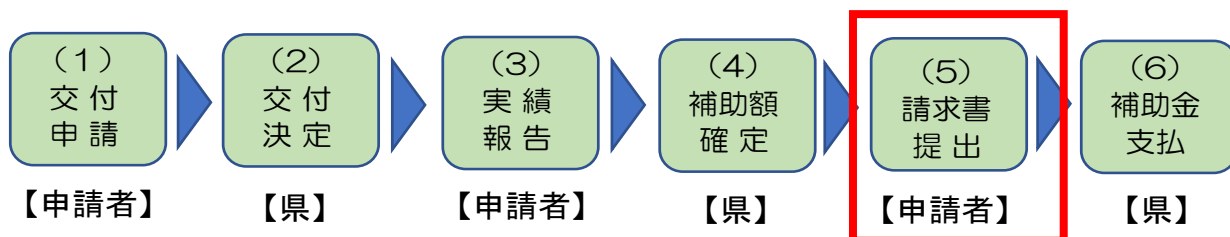
※全ての提出書類を電子化する必要があります。

○窓口・郵送による申請

居住する市町の担当窓口

（3）提出書類（提出時に該当項目にチェックしてください。）

必要書類	備 考	チェック欄	
		申請者	受付時
① 補助金支払請求書	別記第7号様式	☐	☐
	交付決定通知に記載された登録番号の記載があること。 （例）A 7-〇〇	☐	☐
	請求額が補助金確定額と一致していること。	☐	☐
	新たに交付を受ける場合、振込口座を変更する場合は、振込先が記載されていること。【新たに口座を登録する場合のみ】	☐	☐
② 振込口座の通帳の写し	請求者名義の振込口座の通帳の写し（銀行、口座区分、口座番号、口座名義が分かるもの）【新たに口座を登録する場合のみ】	☐	☐



チェックリストは、提出書類と一緒に居住する市町の担当窓口へ提出してください。
※電子申請の場合は、提出不要です。

【ご注意】

本補助金は、雑所得となるため、確定申告が不要な場合であっても、市町・県民税の申告は必要となります。

申告方法等は、お住いの市町の税務担当課へお問い合わせください。